

平成 27 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員

荒川区長 殿
荒川区議会議長 殿

荒川区監査委員 中里 稔
同 岩下 嘉之
同 守屋 誠

平成 27 年度財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。

1 実施期間

平成27年12月14日から平成28年1月26日まで

2 監査対象等

監 査 対 象		財政的援助 等内容
団 体 等	関 係 部	
日本ビューホテル事業 株式会社 (ホテルグリーンパール那須)	区民生活部	補助金
社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会	地域文化 スポーツ部 福祉部 子育て支援部	補助金
荒川区リサイクル事業協同組合	環境清掃部	補助金
株式会社 グローバルキッズ (グローバルキッズ東日暮里園)	子育て支援部	補助金
株式会社 タスク・フォース (ポポラー東京東日暮里園)	子育て支援部	補助金
社会福祉法人 聖華 (町屋保育園)	子育て支援部	補助金
学校法人 三幸学園 (ぼけっとランド南千住)	子育て支援部	補助金
公益社団法人 荒川区シルバー人材センター	福祉部	補助金、貸付金
公益財団法人 荒川区自治総合研究所	総務企画部	補助金、出捐金
一般財団法人 東京城北勤労者サービスセンター	地域文化 スポーツ部 産業経済部	補助金、出捐金
公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団	地域文化 スポーツ部	補助金、出捐金 指定管理者
社会福祉法人 雲柱社 (町屋ふれあい館)	区民生活部	指定管理者

3 監査の観点、範囲、監査日及び監査の結果

監査の観点、範囲、監査日及び監査の結果は、対象団体別に示すとおりである。

監査報告書に記載するに至らない事項については、その都度注意した。今後の執行に当たり充分検討・注意して取り組まれない。

財政援助団体等を所管する各部署においては、事務事業執行のより一層の適正化・効率化に向けて、各団体へ適切な指導及び助言に努められたい。

対象団体別目次

	頁
1 日本ビューホテル事業株式会社 (ホテルグリーンパール那須) -----	1
2 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 -----	3
3 荒川区リサイクル事業協同組合 -----	6
4 株式会社 グローバルキッズ (グローバルキッズ東日暮里園) -----	8
5 株式会社 タスク・フォース (ポポラー東京東日暮里園) -----	11
6 社会福祉法人 聖華(町屋保育園) -----	13
7 学校法人 三幸学園(ぼけっとランド南千住) -----	15
8 公益社団法人 荒川区シルバー人材センター -----	18
9 公益財団法人 荒川区自治総合研究所 -----	20
10 一般財団法人 東京城北勤労者サービスセンター -----	22
11 公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団 -----	24
12 社会福祉法人 雲柱社(町屋ふれあい館) -----	27

1 日本ビューホテル事業株式会社 (ホテルグリーンパール那須)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

ホテルグリーンパール那須（以下「グリーンパール」という。）の運営事業者である日本ビューホテル事業株式会社（以下「ビューホテル」という。）は、事務所を台東区西浅草三丁目 17 番 1 号に置き、ホテル・旅館の経営、ホテル・保養所の運営受託、ホテル等の建造物の保守・清掃及びその管理の請負、総合警備保障業務などを行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は区民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とし、使用貸借契約に基づき、民間事業者に土地、建物及びその他の工作物等を無償で貸与するとともに、宿泊施設の運営に関する契約に基づく、区民利用者の利用料の一部補助を行っている。

(2) 補助事業の内容

ビューホテルが行う業務は、次のとおりである。

ア 宿泊施設の運営に関する契約書に基づき、施設を旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項に定める旅館営業として運営し、客室のうち 15 室を荒川区民に優先利用させる。

イ 施設・備品の維持管理

ウ 施設運営のために必要な行政機関等への各種手続き及び地域の団体等に係る事務

(3) 施設の職員体制（平成 27 年 3 月 31 日現在）

グリーンパールの職員体制は、支配人 1 名、常勤職員 6 名、非常勤職員 29 名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、施設及び備品類を無償貸与するとともに、区民が施設を利用したときの利用料の一部を補助している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) ビューホテル

- ア 施設及び備品類の管理は適切に行われているか
- イ 補助金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

- ア ビューホテルに対する指導監督は適切か
- イ ビューホテルに対する補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 26 年度の補助対象事業等について実施した。

3 監査日

- (1) ビューホテル 平成 27 年 12 月 14 日・15 日
- (2) 区民生活部 平成 27 年 12 月 14 日・15 日

第 3 監査の結果

ビューホテルにおける平成 26 年度の事業実績は次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
荒川区民利用の補助	22,110,300	22,110,300	0

※ 宿泊施設の運営に関する契約により、施設の運営により利益が生じたときは、税引前当期純利益に 50% を乗じて得た額を区に納付することとなっている。

平成 26 年度は前年度と比較し、売り上げの減少、人件費の増加、管理費の増加により、営業利益はマイナスとなったが、東京電力株式会社からの賠償金の入金があったため、税引前当期純利益は 626 万 1,916 円となり、区に 313 万 958 円納付された。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

なお、ビューホテル及び区民生活部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、土地・建物等の使用貸借の事務に関して一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

2 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会（昭和 28 年に任意団体として発足。以下「社協」という。）は、事務所を荒川区南千住一丁目 13 番 20 号に置き、昭和 39 年に社会福祉法人の認可を受けた社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条の規定に基づく法人である。

社協は、荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、社協が実施する社会福祉活動等に要する経費の一部を補助することにより、民間による地域福祉活動を育成・促進し、公私の協力による地域福祉活動の充実を図り、区民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

(2) 補助事業の内容

社協は、区から次の補助金を受けて事業を行っている。

- ア 地域活動支援事業
- イ 社協職員人件費
- ウ ボランティア活動推進事業事業費
- エ ボランティア活動推進事業人件費
- オ 地域コーディネーター人件費
- カ 重度心身障がい者（児）レクリエーション事業
- キ 長寿慶祝の会事業
- ク 福祉サービスあんしんサポート事業
- ケ 在宅福祉サービス事業
- コ 福祉のしごとフェア事業
- サ 介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業
- シ 荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン事業運営費
- ス 汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン事業運営費
- セ おぐぎんざおもちゃ図書館子育て交流サロン事業運営費

(3) 組織

社協は、理事 18 名、監事 3 名、評議員 40 名、職員 168 名（常勤職員 72 名、非常勤職員 96 名）をもって構成されている。また、平成 27 年 3 月 31 日現在の会員数は、

特別会員 2,481 名、正会員 1,169 名、ワンコイン会員 14 名、団体会員 139 団体である。

3 区との財政援助等の関係

区は、社協に対して、社会福祉活動等の経費の一部について補助金を交付している。

このほか、区は、社協を①荒川区立荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター ②荒川区立西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター ③荒川区立荒川老人福祉センター ④荒川区立荒川生活実習所 ⑤荒川区立尾久生活実習所 ⑥荒川区立尾久生活実習所分場 ⑦荒川区立荒川福祉作業所 ⑧荒川区立障害者福祉会館の指定管理者に指定しており、指定管理料 5 億 3,622 万 4,272 円を支出している。

また、区は、障害者就労支援事業、ふれあい入浴券支給事業など 12 事業の委託料 5,924 万 7,890 円を支出している。

第 2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 社協

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 地域文化スポーツ部・福祉部・子育て支援部

ア 社協に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 26 年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 社協 平成 28 年 1 月 12 日

(2) 地域文化スポーツ部 平成 28 年 1 月 12 日

(3) 福祉部 平成 28 年 1 月 12 日

(4) 子育て支援部 平成 28 年 1 月 12 日

第3 監査の結果

平成26年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
地域活動支援事業	6,358,560	6,237,506	121,054
社協職員人件費	64,715,000	62,298,437	2,416,563
ボランティア活動 推進事業事業費	2,943,000	2,916,704	26,296
ボランティア活動 推進事業人件費	9,441,000	9,441,000	0
地域コーディネーター 人件費	2,618,971	2,612,548	6,423
重度心身障がい者(児)レ クリエーション事業	1,259,000	1,232,280	26,720
長寿慶祝の会事業	4,687,000	4,603,598	83,402
福祉サービスあんしん サポート事業	15,069,000	14,869,615	199,385
在宅福祉サービス事業	34,317,000	33,804,838	512,162
福祉のしごとフェア事業	150,000	139,038	10,962
介護保険サービス利用者負 担額軽減制度事業	18,138	18,138	0
荒川おもちゃ図書館子育て 交流サロン事業運営費	8,820,000	8,820,000	0
汐入おもちゃ図書館子育て 交流サロン事業運営費	7,920,000	7,920,000	0
おぐぎんざおもちゃ図書館 子育て交流サロン事業 運 営 費	9,380,000	9,380,000	0
合 計	167,696,669	164,293,702	3,402,967

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

なお、社協及び福祉部、子育て支援部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、補助金の交付申請の手続きや保守委託契約の業務完了報告などの事務に関して一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

3 荒川区リサイクル事業協同組合

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区リサイクル事業協同組合（平成13年6月5日設立。以下「協同組合」という。）は、事務所を荒川区東日暮里一丁目40番5号に置き、区内で再生資源業（古紙・古布・びん・鉄・ゴム）を営む46社により組織された法人組合である。

家庭から排出される再生資源（古紙・びん・缶・ペットボトル・発泡スチロール製トレイ等）を廃棄物処理及び清掃に関する法律、容器包装リサイクル法に基づく実施主体である荒川区から委託を受け回収・中間処理を行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、古紙・びん・缶・ペットボトル及び白色の発泡スチロール製食品用トレイの集団回収方式の資源回収を実施することにより、ごみの減量化及びリサイクルの推進を図り、もって資源循環型社会の形成に資することを目的とする。

(2) 補助事業の内容

協同組合は、区から次の補助金を受けて、事業を行っている。

ア 古紙回収事業緊急支援

古紙価格に起因する古紙の回収中止という事態を回避するとともに、安定的な集団回収ルートを確保する。

イ びん・缶回収事業

収集運搬、資源化を図り、集団回収の品目を拡大する。

ウ ペットボトル・白色の発泡スチロール製食品用トレイ回収事業

収集運搬、資源化を図り、集団回収の品目を拡大する。

エ 古布回収調査事業

古布の試験的な分別回収をとおして、区民のリサイクル機会の拡大に向けた仕組みと効果の検証を行う。

(3) 組織

協同組合は、理事9名、監事2名、常勤職員5名をもって構成されている。

3 区との財政援助等の関係

区は、協同組合に補助金を交付している。

このほか、区は、集団回収ができない部分に対する、資源回収及び再資源化のための中間処理業務委託外3事業について、委託料2,299万1,927円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 協同組合

- ア 事業運営は補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 環境清掃部

- ア 協同組合に対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成26年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 協同組合 平成28年1月12日・13日
- (2) 環境清掃部 平成28年1月12日・13日

第3 監査の結果

協同組合における平成26年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
古 紙 回 収 事 業	913,747	913,747	0
び ん ・ 缶 回 収 事 業	130,182,999	130,182,999	0
ペ ッ ト ボ ト ル ・ 発 泡 ス チ ロ ー ル ト レ イ 回 収 事 業	111,000,015	111,000,015	0
古 布 回 収 調 査 事 業	935,852	935,852	0
合 計	243,032,613	243,032,613	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、協同組合及び環境清掃部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、補助金の実績報告に関する事務について一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭注意し、今後の荒川区補助金等交付規則に基づく事務処理を指導した。

4 株式会社 グローバルキッズ (グローバルキッズ東日暮里園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社グローバルキッズ（平成18年5月23日設立。以下「グローバルキッズ」という。）は、事務所を東京都千代田区富士見二丁目14番36号に置き、主な事業として、保育所、学童保育施設等の運営を行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、区内に保育所を設置している、又は設置を予定している法人に対し、賃貸物件を新たに保育所として整備する事業に要する費用の一部を、荒川区賃貸物件による保育所整備事業補助金交付要綱に基づき補助している。また、区内の私立保育所における入所児及び職員の処遇改善、口腔健康教育に係る経費の一部を、荒川区私立保育所の入所児等に対する助成要綱等に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

グローバルキッズは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく保育所を、荒川区東日暮里五丁目16番3号リーデンスタワーの1、2階部分を借りて、グローバルキッズ東日暮里園を設置し、平成26年7月1日に開園した。

グローバルキッズ東日暮里園の施設概要は表①、認可定員及び入所児童数（10月1日現在）は表②のとおりである。

表① 施設概要

所在地	荒川区東日暮里五丁目16番3号 リーデンスタワー1・2階
施設概要	鉄筋コンクリート造、鉄骨造 及び鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積 517.58㎡
	①乳児室・ほふく室 76.83㎡
	②保育室・遊戯室 122.80㎡
	③調理室 26.71㎡
	④医務室兼事務室 8.02㎡
	⑤便所 27.42㎡
	⑥調乳室 2.03㎡
	⑦沐浴室 4.15㎡
	⑧保育士室 18.62㎡
	⑨廊下・その他 231.00㎡

表② 認可定員及び入所児童数

区分	定員	児童数
0歳児	20名	6名
1歳児		14名
2歳児	60名	15名
3歳児		7名
4・5歳児		0名
合計	80名	42名

3 区との財政援助等の関係

区は、グローバルキッズに対して、グローバルキッズ東日暮里園の施設整備、入所児等に対する助成金等を補助している。また、保育所運営費の扶助費として7,203万2,975円を支出している。

このほか、西日暮里二丁目に設置した私立保育園に対して、入所児等に対する助成金等として475万1,188円、緊急一時保育事業に関する委託料として46万1,900円、保育所運営費外1事業の扶助費として1億2,557万2,538円、さらに、区内に住所を有する児童が在籍している、グローバルキッズが運営する区外私立保育所へ運営費の扶助費68万1,240円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) グローバルキッズ

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア グローバルキッズに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成26年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) グローバルキッズ 平成 28 年 1 月 18 日
- (2) 子育て支援部 平成 28 年 1 月 18 日

第 3 監査の結果

平成 26 年度の補助金実績は、次表のとおりである。

保育所整備事業補助金

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
建 物 賃 借 料 及 び 礼 金	4,284,000	4,284,000	0
設 計 委 託 料 及 び 工 事 費 等	56,700,000	56,700,000	0
合 計	60,984,000	60,984,000	0

入所児等に対する助成金等

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
入所児等に対する助成	6,002,478	6,002,478	0
保 育 士 等 処 遇 改 善 臨 時 特 例 事 業 補 助	1,077,000	1,077,000	0
口 腔 健 康 教 育 実 施 補 助	39,188	39,188	0
合 計	7,118,666	7,118,666	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

5 株式会社 タスク・フォース (ポポラー東京東日暮里園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社タスク・フォース(平成元年3月17日設立。以下「タスク・フォース」という。)は、事務所を大阪府大阪市北区堂島一丁目5番30号堂島ブラザビル9Fに置き、認可保育所、認証保育所等を運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、区内に保育所を設置している、又は設置を予定している法人に対し、賃貸物件を新たに保育所として整備する事業に要する費用の一部を、荒川区賃貸物件による保育所整備事業補助金交付要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

タスク・フォースは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に基づく児童福祉施設で、待機児童の解消を図り、安心と感動を与えられる施設運営を目指すことを目的として、荒川区東日暮里六丁目1番1号アトラスプラザタワー2階にポポラー東京東日暮里園を設置し、平成27年4月1日に開園した。

ポポラー東京東日暮里園の施設概要は表①、認可定員は表②のとおりである。

表① 施設概要

所在地	荒川区東日暮里六丁目1番1号 アトラスプラザタワー2階
施設概要	鉄筋コンクリート造 延床面積 330.54㎡ 内訳 ①乳児室・ほふく室 60.95㎡ ②保育室・遊戯室 102.74㎡ ③調理室 19.42㎡ ④医務室兼事務室 19.47㎡ ⑤便所 16.45㎡ ⑥調乳室 1.86㎡ ⑦沐浴室 3.49㎡ ⑧廊下・その他 106.16㎡

表② 認可定員

区 分	定 員
0 歳 児	15名
1 歳 児	
2 歳 児	48名
3 歳 児	
4・5 歳 児	
合 計	63名

3 区との財政援助等の関係

区は、タスク・フォースに対して、ポポラー東京東日暮里園の施設整備に要する費用の一部を補助している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) タスク・フォース

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア タスク・フォースに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成26年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) タスク・フォース 平成28年1月25日

(2) 子育て支援部 平成28年1月25日

第3 監査の結果

平成26年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
賃貸物件による保育所整備事業補助金	65,452,000	65,452,000	0
内 建物賃借料及び礼金	4,702,000	4,702,000	0
訳 設計委託料及び工事費等	60,750,000	60,750,000	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

なお、子育て支援部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、補助金の交付事務に関して一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

6 社会福祉法人 聖華 (町屋保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人聖華（平成15年7月30日設立。以下「聖華」という。）は、事務所を千葉県野田市上三ヶ尾454番地1に置き、保育所の経営、一時預かり事業の経営、地域子育て支援拠点事業の経営をしている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、保育所の創設における施設整備に要する費用の一部を、荒川区保育所緊急整備事業補助金交付要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

聖華は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設で、子育てをしている保護者を支援して、子どもたちの健やかな自立を見守っていくことで地域の福祉に貢献することを目的として、荒川区町屋一丁目35番9号に町屋保育園を設置し、平成27年4月1日に開園した。

町屋保育園の施設概要は表①、認可定員は表②のとおりである。

表① 施設概要

所在地	荒川区町屋一丁目35番9号
施設概要	鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 1,134.92㎡
	内訳
	①乳児室・ほふく室 129.70㎡
	②保育室・遊戯室 362.25㎡
	③調理室 32.93㎡
	④事務室・医務室 27.17㎡
	⑤便所 59.14㎡
	⑥調乳室 3.57㎡
	⑦沐浴室 6.37㎡
	⑧保育士室 22.69㎡
⑨廊下・その他 491.10㎡	
※屋外遊技場 383.14㎡	

表② 認可定員

区分	定員
0歳児	34名
1歳児	
2歳児	116名
3歳児	
4・5歳児	
合計	150名

3 区との財政援助等の関係

区は、聖華に対して、町屋保育園の創設にあたり、工事費等の一部について補助金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 聖華

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア 聖華に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成26年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 聖華 平成28年1月20日

(2) 子育て支援部 平成28年1月20日

第3 監査の結果

平成26年度の区補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区	分	交付額	確定額	返還額
荒川区	保育所緊急整備事業補助金	264,742,000	264,742,000	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

なお、聖華及び子育て支援部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、契約事務に関して一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

7 学校法人 三幸学園 (ぼけっとランド南千住)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

学校法人三幸学園（昭和60年3月設立。以下「三幸学園」という。）は、事務所を文京区本郷三丁目23番16号に置き、教育基本法及び学校教育法に基づき東京未来大学を始め短期大学、高等学校、各種専門学校を経営するとともに教育研究事業に付随する保育園を運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は児童福祉の向上、推進を図ることを目的として、東京都の認定を受けた認証保育所の事業者に対し、運営費等に要する経費の一部を、また、保育従事職員等の処遇改善に取り組む区内において保育施設等を運営している事業者に対し、賃金改善に要する経費の一部を荒川区認証保育所運営費等補助要綱、荒川区保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

三幸学園は、荒川区南千住五丁目29番10号に、東京都が認証した0歳児から2歳児を対象にした認証保育園（ぼけっとランド南千住）を、平成23年4月1日に開設し、運営している。

ぼけっとランド南千住の施設概要は表①、入所児童数は表②のとおりである。

表① 施設概要

所在地	荒川区南千住五丁目29番10号
施設概要	鉄板瓦棒葺鉄骨造 2階建 面積 301.32㎡ 主な施設 ①乳児室・ほふく室 99.37㎡ ②保育室・遊戯室 50.62㎡ ③医務室兼事務室 7.29㎡ ④調理室 14.78㎡

表② 入所児童数

(平成27年3月1日現在)

区 分	入所児童数
0 歳 児	12名
1 歳 児	18名
2 歳 児	18名
合 計	48名

(3) 施設の職員体制 (平成 27 年 3 月 1 日現在)

ぼけっとランド南千住の職員体制は、施設長 1 名(保育士)、保育従事職員 16 名(保育士 9 名、看護師 1 名、保育補助者 6 名)、調理員 2 名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、三幸学園に対して、ぼけっとランド南千住の保育所運営費等に要する経費、賃金改善に要する経費の一部を補助している。

また、区内に住所を有する児童が在籍している、三幸学園が運営する区外認証保育所への運営費補助金 488 万 9,500 円を交付している。

このほか、南千住七丁目に設置した私立保育園に対して、私立保育所入所児等に対する助成金として 1,117 万 8,338 円、口腔健康教育実施事業外 1 事業の補助金として 101 万 2,188 円、私立保育所運営費外 1 事業の扶助費として 1 億 106 万 8,845 円を支出している。

第 2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 三幸学園

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア 三幸学園に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 26 年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 三幸学園 平成 28 年 1 月 26 日

(2) 子育て支援部 平成 28 年 1 月 26 日

第3 監査の結果

平成26年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位:円)

区 分		交 付 額	確 定 額	返 還 額
運 営 費 等		53,578,379	53,578,379	0
内 訳	運 営 費	53,455,280	53,455,280	0
	健 康 診 断 費	60,000	60,000	0
	腸 内 検 査 費	17,010	17,010	0
	ぎょう虫等検査費	2,089	2,089	0
	蔵書充実推進費	44,000	44,000	0
保育従事職員等処遇改善事業		1,386,000	1,386,000	0
合計		54,964,379	54,964,379	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

8 公益社団法人 荒川区シルバー人材センター

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益社団法人荒川区シルバー人材センター（以下「シルバーセンター」という。）は、事務所を荒川区東尾久四丁目32番7号に置き、昭和55年に任意団体として発足し、同年社団法人として認可を受け、平成23年4月1日に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく認定を受けた法人である。

シルバーセンターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、シルバーセンターに対して、その安定運営を確保するために、事業に要する経費の一部について、公益社団法人荒川区シルバー人材センター事業補助金交付要綱に基づき補助している。また、事業運営に必要な運用のための貸付金について、公益社団法人荒川区シルバー人材センター運用資金貸付要綱に基づき支出している。

(2) 補助事業の内容

シルバーセンターは、職員給与等の人件費、事務費及び施設維持管理費等の事業費、受注拡大を図るための高齢者生活援助サービスの推進にかかる経費について補助金を受け、センターの安定運営を確保している。

(3) 組織

シルバーセンターは、理事10名、監事2名、職員10名（役員兼務1名、非常勤職員3名を含む。）をもって構成されている。また、平成27年3月31日現在の会員数は正会員1,621名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、シルバーセンターに対して補助金を交付し、また、貸付金を支出している。

このほか、区は、シルバーセンターを荒川区立授産場（指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）の指定管理者に指定しており、指定管理料1,605万9,559円を支出している。

また、区は、自転車等放置防止・指導啓発業務、児童安全推進業務など48事業

の委託料として、3億9,701万6,037円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) シルバーセンター

- ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金交付及び貸付金貸付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

- ア シルバーセンターに対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付及び貸付金貸付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成26年度の補助対象事業及び貸付金について実施した。

3 監査日

- (1) シルバーセンター 平成27年12月18日
- (2) 福祉部 平成27年12月18日

第3 監査の結果

平成26年度の補助金及び貸付金実績は、次表のとおりである。

表(1) 補助金実績

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
公益社団法人荒川区シルバー人材センター事業補助金	49,114,645	40,667,101	8,447,544

表(2) 貸付金実績

(単位：円)

区 分	貸 付 額	返 還 額
運 用 資 金	3,000,000	3,000,000

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

9 公益財団法人 荒川区自治総合研究所

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人荒川区自治総合研究所（以下「研究所」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目11番1号（荒川区役所北庁舎内）に置き、平成21年10月1日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき一般財団法人として設立され、平成23年8月1日に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益財団法人の認定を受けた法人である。

(1) 設立目的

研究所は、荒川区が基礎自治体として政策形成力の向上及び質の高い区民サービスの提供を図るために、区が抱える課題等について多角的かつ中長期的な視点に立って調査研究を行い、区に対し政策提言等を行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

(2) 主な事業

- ア 荒川区の課題等に関する調査研究及び助言・提言並びに政策立案支援
- イ 荒川区職員の人材育成に関する事業
- ウ 荒川区内外への調査研究結果・情報等の発信、交流に関する事業
- エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

研究所は、理事3名、監事2名、評議員3名、職員8名（常勤4名〔区派遣〕、非常勤4名）をもって構成されている。

2 区との財政援助等の関係

区は、研究所の基本財産として300万円を出捐しているほか、運営に関する補助金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 研究所

- ア 事業運営は出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 出捐金、補助金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 総務企画部

- ア 研究所に対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 26 年度の出捐金及び補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 研究所 平成 27 年 12 月 21 日
- (2) 総務企画部 平成 27 年 12 月 21 日

第 3 監査の結果

平成 26 年度の出捐金及び補助金実績は、次表のとおりである。

(1) 出捐金

区が研究所に出捐した 300 万円は、研究所の基本財産として運用していた。

(2) 補助金実績

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
職 員 人 件 費	21,382,000	14,887,758	6,494,242
運 営 費	1,012,000	662,799	349,201
調 査 研 究 等 事 業 費	15,416,000	6,187,590	9,228,410
合 計	37,810,000	21,738,147	16,071,853

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

10 一般財団法人 東京城北勤労者サービスセンター

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

一般財団法人東京城北勤労者サービスセンター（以下「勤労者センター」という。）は、平成24年度に豊島区及び北区のサービスセンターが合併し、平成25年度に一般財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンターが加わり、3区の出捐金等をもとに設立された法人で、本部を豊島区東池袋一丁目20番15号豊島区立生活産業プラザに置き、営業所を荒川区荒川二丁目2番3号荒川区産業振興課内及び北区王子一丁目11番1号北とびあに置いている。

(1) 設立目的

勤労者センターは、荒川区、豊島区及び北区（以下、総称して「区」という。）内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び区に居住し、区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民を対象に、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的としている。

(2) 主な事業

- ア 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- イ 中小企業勤労者福祉に関する各種講習会等の事業
- ウ 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- エ 中小企業勤労者福祉事業
- オ 東京都及び区が行う中小企業勤労者福祉推進事業への協力事業
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

勤労者センターは、理事22名、監事2名、評議員19名、職員16名をもって構成されている。また、平成27年3月31日現在の会員数は10,212名、事業所数は2,955か所である。

2 区との財政援助等の関係

区は、勤労者センターの基本財産として各300万円を出捐しているほか、運営に関する補助金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 勤労者センター

- ア 事業運営は、出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

- イ 出捐金、補助金に係る会計処理は適正に行われているか
- (2) 地域文化スポーツ部・産業経済部
 - ア 勤労者センターに対する指導監督は適切か。
 - イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 26 年度の出捐金及び補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 勤労者センター 平成 28 年 1 月 7 日
- (2) 地域文化スポーツ部 平成 28 年 1 月 7 日
- (3) 産業経済部 平成 28 年 1 月 7 日

第 3 監査の結果

平成 26 年度の出捐金及び補助金実績は次表のとおりである。

(1) 出捐金

区が勤労者センターに出捐した各 300 万円は、勤労者センターの基本財産として運用していた。

(2) 補助金実績

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
職 員 人 件 費	22,309,000	21,628,804	680,196
運 営 費	1,130,000	1,116,355	13,645
交 流 都 市 交 流 事 業	323,000	323,000	0
合 計	23,762,000	23,068,159	693,841

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

1 1 公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団 (荒川区立町屋文化センター)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（昭和63年8月1日設立。以下「振興財団」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立され、平成24年4月1日に整備法第44条に基づく公益財団法人の認定を受けた法人で、事務所を荒川区荒川七丁目20番1号（荒川区立町屋文化センター内）に置いている。

(1) 設立目的

振興財団は、区における芸術文化の振興を図り、もって地域社会の発展と区民生活の向上に資することを目的としている。

(2) 主な事業

- ア 芸術文化振興のための情報提供及び相談事業
- イ 芸術文化振興のための人材育成に関する事業
- ウ 芸術文化振興のための地域活動支援に関する事業
- エ 芸術文化振興のための講座、展示会、鑑賞会等の事業
- オ 前各号の事業に必要な施設の管理運営
- カ その他法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

振興財団は、理事11名（常勤理事長1名及び常勤常務理事兼事務局長1名を含む。）、監事2名、評議員17名、職員15名（区派遣常勤職員7名、常勤職員1名及び非常勤7名）をもって構成されている。

2 区との財政援助等の関係

区は、振興財団の基本財産として5億円を出捐しているほか、補助金を交付している。

また、区は振興財団を荒川区立町屋文化センター（指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）の指定管理者に指定しており、指定管理料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 振興財団

ア 事業運営は出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

ウ 出捐金、補助金、指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 地域文化スポーツ部

ア 振興財団に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

ウ 指定管理料支出等の手続きは適切か

2 監査の範囲

平成26年度の補助対象事業及び指定管理事業について実施した。

3 監査日

(1) 振興財団 平成27年12月25日

(2) 地域文化スポーツ部 平成27年12月25日

第3 監査の結果

平成26年度の出捐金及び補助金実績は次表のとおりである。

(1) 出捐金

区が振興財団に出捐した5億円は、振興財団の基本財産として運用していた。

(2) 補助金実績

振興財団における平成26年度の事業実績は表(1)から表(3)のとおりである。

表(1) 補助金実績

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
財 団 職 員 人 件 費	41,939,000	37,501,419	4,437,581
財 団 運 営 費	17,139,000	15,612,379	1,526,621
芸 術 文 化 ・ 地 域 振 興 事 業	45,184,000	24,591,052	20,592,948
合 計	104,262,000	77,704,850	26,557,150

表(2) 指定管理料実績

(単位：円)

区 分	契約額	執行額	返還額
町屋文化センター	23,342,000		
内・修繕費	2,263,000	2,408,324	0

※ 町屋文化センターの指定管理料の内、修繕費の不用額については精算することとされている。なお、執行額が契約額を超えているため、返還額は生じていない。

表(3) 利用料金収納実績

(単位：円)

区 分	収入額	基準額	納付額
町屋文化センター	13,819,100	14,700,400	0

※ 収入額が基準額を超えた場合は、その超えた金額の1/2相当額を区に納付することとされている。なお、収入額が基準額を超えないため、納付額は生じていない。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

なお、振興財団及び地域文化スポーツ部においては、委託契約で契約書と仕様書等の整合性がとれておらず、事務処理の流れを確認し再整理を求めたことなど、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項について監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

1 2 社会福祉法人 雲柱社 (町屋ふれあい館)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

町屋ふれあい館の指定管理者である社会福祉法人雲柱社(以下「雲柱社」という。)は、事務所を世田谷区上北沢三丁目8番19号に置き、保育所、児童厚生施設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、障害福祉サービス事業等の経営を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第2条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用及び使用料の収納に関する業務

ウ 施設、付属設備及び備品の管理保全(簡易な修繕及び整備を含む。)に関する業務

エ 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

町屋ふれあい館の職員体制は、館長1名、常勤職員3名、非常勤職員12名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、町屋ふれあい館(指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで)の指定管理業務に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、汐入ふれあい館の指定管理料42,505,552円、汐入学童クラブ業務委託他2学童クラブの業務委託及び放課後子どもプラン運営業務委託等の委託料として1億1,181万8,869円を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 雲柱社

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は、適正に行われているか

(2) 区民生活部

- ア 雲柱社に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

平成 26 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 雲柱社 平成 28 年 1 月 20 日
- (2) 区民生活部 平成 28 年 1 月 20 日

第 3 監査の結果

町屋ふれあい館における平成 26 年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	契 約 額	執 行 額	返 還 額
指 定 管 理 料	48,032,570		
内・家屋修繕費	387,960	157,853	230,107

※ 指定管理料の内、家屋修繕費の不用額については精算することとされている。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

なお、雲柱社及び区民生活部においては、管理業務の再委託で区に届出を行い承認を得る手続きについて、一部のもので協議の漏れているものがあったなど、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項について監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

